平成２４年（フ）第２９４号
秋田県潟上市天王字道合５番地９
破産者　石川　卓也
１　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
２　一般調査期日　平成25年９月30日午前10時30分
平成25年７月11日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５号
愛知県豊川市東上町北岡90番地16
破産者　金澤　良彦
１　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
２　一般調査期日　平成25年９月９日午後１時30分
平成25年７月12日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１２８８号
広島市安佐南区長束３丁目37番21号
破産者　有限会社松匠
１　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
２　一般調査期日　平成25年９月25日午前11時45分
平成25年７月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２８９号
広島市安佐南区祇園１丁目11―19―302、住民票上の住所広島市安佐南区長束３丁目37番21号
破産者　松本　　博
１　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
２　一般調査期日　平成25年９月25日午前11時45分
平成25年７月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７６２号
北九州市戸畑区中本町６番23号
破産者　株式会社森商店
１　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
２　一般調査期日　平成25年９月24日午前10時30分
平成25年７月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７６３号
北九州市戸畑区浅生３丁目７番６―201号
破産者　毛利　隆之
１　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
２　一般調査期日　平成25年９月24日午前10時40分
平成25年７月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６０２１号
大阪市城東区放出西２丁目１番８号
破産者　株式会社大阪工芸
１　破産債権の届出期間　平成25年８月20日まで
２　一般調査期日　平成25年10月３日午後３時
平成25年７月12日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７２号
京都市南区吉祥院石原長田町１番地１　桂川ハイツ１―103
破産者　向井　弘三
１　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
２　一般調査期日　平成25年９月24日午前10時30分
平成25年７月12日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７６号
堺市中区福田1034番地８
破産者　吹本合板株式会社
１　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
２　一般調査期日　平成25年10月10日午前10時30分
平成25年７月11日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第１８８号
愛媛県松山市緑町２丁目５番地４　風のアトリエ101号、開始決定時の住所愛媛県松山市緑町１丁目７番地６　メゾンみどり203号
破産者　藤本　恭子
特別調査期日　平成25年９月12日午後３時40分
平成25年７月12日　　松山地方裁判所民事部

債権者集会等の期日

平成１７年（フ）第１１７１８号
東京都福生市牛浜142番地３
破産者　有限会社寿
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月26日午後２時30分
平成25年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１８７号
山口市吉敷中東１丁目３番26号
破産者　山本　　明
異議申述期間　平成25年８月12日まで
平成25年７月10日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
山口県柳井市中央１丁目９番10号
破産者　有限会社大八
異議申述期間　平成25年８月20日まで
平成25年７月12日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２６号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町30番１号
破産者　セントラルホンダ販売株式会社
異議申述期間　平成25年９月４日まで
平成25年７月９日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第５９号
宮崎県日南市中平野１丁目10番地１　百野マンション202号、開始決定時の住所宮崎県日南市大字平野2776番地４　金丸アパート11号
破産者　浅田　雅輝
異議申述期間　平成25年９月12日まで
平成25年７月12日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
鹿児島県奄美市名瀬小浜町30番１号
破産者　株式会社共業
異議申述期間　平成25年９月12日まで
平成25年７月12日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

免責審尋期日

平成２５年（フ）第５２５９号
東京都北区王子５丁目２―２―946
破産者　川田　泰彦
審尋期日　平成25年10月28日午後１時30分
平成25年７月８日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第６号
大分県別府市大字南立石2042番地の１
清算株式会社　山口不動産販売株式会社
代表清算人　山口　　巧
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大分地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２５年（再）第３４号
東京都あきる野市伊奈1248番地８
再生債務者　有限会社丸美建材
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区永田町２丁目11番１号　山王パークタワー21階　ＬＭ法律事務所　弁護士　島田　敏雄
平成25年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２５年（再）第９号
東京都中野区中野１丁目27番６号
再生債務者　株式会社プロネット
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式1980株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金9900万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初に出資をした日
５　募集株式の数　普通株式200株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金1000万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成25年７月８日
東京地方裁判所民事第20部